

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月20日

島根県知事 丸山達也 殿



提出者

住所 島根県江津市桜江町市山543番地16

氏名 森下建設株式会社

代表取締役 森下幸生

電話番号 0855-92-1360

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	森下建設 株式会社
事業場の所在地	島根県江津市桜江町市山543番地16
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	2,000万円
③従業員数	50名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・公共工事(土木工事)・土木工事(解体)・建築工事 がれき類(コンクリート塊・アスファルト塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石・再生合材として再資源化 木くず→再生処理業者に委託して、堆肥化・燃料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり P.1~P.2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現 状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙のとおりP.5~P.7 表4		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・分別作業に重点をおき、混合廃棄物を抑制する取組をしてきた。		
② 計 画	【目標】 別紙のとおりP.8~P.11 表8		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・分別作業方法の改善による最終処分の削減 ・廃棄物の循環利用		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現 状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、木くずは分別するとともに、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。
② 計 画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記内容を実施予定。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現 状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
② 計 画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施していない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現 状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実施していない。			
② 計 画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施していない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
② 計 画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施していない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現 状	【前年度（令和3年度）実績】 別紙のとおり P.6 表4		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選択し、書面による契約を実施。		

② 計 画	【目標】 別紙のとおり P.9 表8	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・混合廃棄物であっても、可能な限り分別し再生利用を推進する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 		
※事務処理欄		

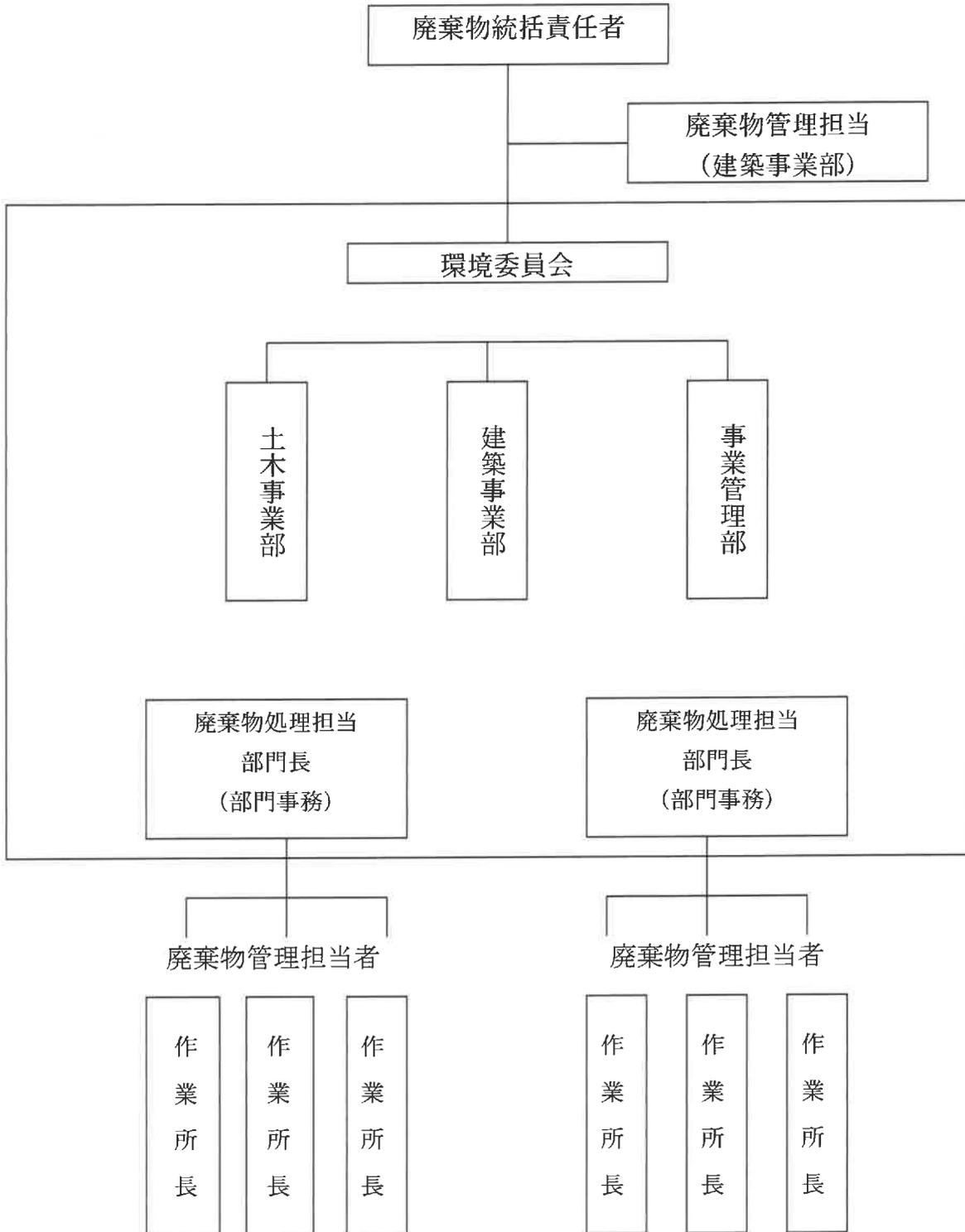
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 管理体制(廃棄物処理に関する管理組織等)

廃棄物統括責任者		所属:本社 職・氏名:副社長
廃棄物管理担当		組織名:建築事業部 組織人数:1人
役割	廃棄物統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理計画の策定・改廃の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ○廃棄物処理計画に記載する内容の検討・策定を行うと共に年度毎に計画に対する実施状況の把握と処理・是正等の指導を行う。 ・委員長－総務部長 ・委員－関係部門長 ・事務局－建築事業部 (土木事業部、建築事業部)
	廃棄物管理担当者 (事業部)	<ul style="list-style-type: none"> ○年度毎の廃棄物処理計画(案)の作成 ○関係部門から集計報告される産業廃棄物に関する情報の集計・管理を行う。 ○関係監督官庁への各種報告業務を行う。 ○社員、関連会社に対する教育、啓発資料の収集・作成を行い、関係部門に対する情報提供、支援を行う。 ○その他関係する事項
	廃棄物処理担当部門長(補佐/部門事務)	<ul style="list-style-type: none"> ○作業所より報告された処理業者、再生利用業者の決定を行う。 ○関係部門における廃棄物処理状況の把握と改善、指導の業務を行う。 ○部門毎における産業廃棄物管理票の管理・保管を行う。 ○廃棄物処理計画に基づく、社員・関連協力業者に対する教育、啓発を行う。
	廃棄物処理担当 (作業所長)	<ul style="list-style-type: none"> ○発生元として廃棄物管理の責任を持つと共に、本処理計画及び共通仕様書に従い、工事毎の施工計画書を作成する。 ○当該作業所における最適な業者選定を行うため、作業所近隣における処理業者、再生利用業者の調査を行う。 ○その他処理業者との委託契約締結を行う。 ○廃棄物の発生～処理時に、産業廃棄物管理票の交付～整理～集計部門廃棄物管理担当者へ提出を行う。

廃棄物管理組織



2. 管理方針

(1) 廃棄物処理について

① 法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。

② 排出事業者の処理責任

産業廃棄物の処理責任は自らにあることを十分に認識すると共に、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法等の関係法令について、社員への周知を図る。また協力業者や作業員に対しては産業廃棄物に関する各種情報を提供～指導することにより、周知徹底を図る。

また産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から最終処分に至るまでマニフェストにより確認し、適正に管理を行う。

さらに現場における協力業者の廃棄物排出は元請業者が排出事業者となることから、排出事業者として処理責任を果たす。

③ 目標の設定

発生量の抑制、減量化、循環利用の推進、最終処分量の削減については、数値目標及びその達成期間を定め、実施する。

またこれら処理に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

④ 廃棄物処理の取り組み

廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また協力会社にも必要な指導を行う。

ア: 発生抑制

- ・設計及び施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等の採用を検討する。

イ: 循環利用

- ・作業所内において、繰り返し利用が可能な資材は再利用を行う。
- ・廃棄物は再生処理施設での処理を考慮し、自らも再生資材を積極的に使用する。
- ・廃棄物の分別を徹底し、推進する。
- ・建築物解体においては、建設リサイクル法及びその基本方針に基づく分別解体を実施し、資材の再資源化を図ることにより埋立処分量の削減を図る。

ウ: 減量化

- ・汚泥の脱水を行うなど中間処理を推進する。

エ:その他

・処理内容の確認を行い、処理業者と適正な委託契約を締結する。

⑤教育・研修等

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、作業員等に教育、指導等を行う。

⑥情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況については、地域住民への情報公開に努める。

(2)環境全般について

当社における建設作業環境の継続的な改善を推進する。

①環境関連の法令及び会社が定める規定等を遵守し、環境改善に努める。

②当社の環境に関連する対策として、以下のことを推進する。

ア. 環境汚染防止と資源有効利用をめざし、産業廃棄物の削減と再生利用を推進する

イ. 作業所においては、主用資材等が廃棄物になった場合の環境への影響に配慮する。

③環境保全活動の推進、環境汚染防止及びその他の環境負荷の低減に努める。

④環境、安全に関する啓発活動を積極的に行い、各従業員の環境意識の高揚を図るとともに情報公開などにより地域住民の理解を深めるように努める。

3. 廃棄物処理対策

(1) 廃棄物処理の現状

① 作業所から排出する産業廃棄物排出量(基準量)は令和3年度実績により1976t/年となっている。土木・解体工事からの排出量は全体の94.4%、であり、大部分のものが中間処理、又は再生利用されている。

② 令和4年度の産業廃棄物の排出・処理状況、産業廃棄物の種類別性状の説明、産業廃棄物処理の課題などを以下に示す。

表3 産業廃棄物の種類別排出・処理状況(令和3年度実績)

廃棄物の種類	性状	排出量(基準量) (t / 年)				処理方法 -凡例- (再):再生利用 (中):中間処理 (最):最終処分 ○:自己処理 ●:委託処理
		土木工事	土木工事 (解体)	建築工事	合計	
がれき類	固形状	232	795	6	1033	骨材化(破碎・選別) (中)● 埋立(安定型) (最)●
ガラスくず 陶磁器くず	固形状		13		13	埋立(安定型) (最)●
金属くず	固形状		1		1	
木くず	固形状	369	409	29	807	チップ化(破碎・選別) (中)● 焼却⇒埋立(管理型) (中)○ (最)●
繊維くず	固形状					
紙くず	固形状					
廃プラスチック	固形状	4	9		13	埋立(安定型) (最)●
混合廃棄物	固形状	9	22	74	105	手選別・焼却(木・紙)⇒ 埋立(管理型) (中)● (最)●
汚泥	泥状					
廃油	液状					
石綿含有廃棄物	固形状		2	2	4	埋立(安定型) (最)●
燃え殻	固形状					
ゴムくず	固形状					
合計		614	1251	111	1976	

注) ※1 必要に応じて埋立前処理(破碎)を行う

表4 産業廃棄物の種類別排出・処理状況(令和3年度実績)

	3年度の実施状況													
	① 排出量	② 自ら直接再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入した量	④ 自ら中間処理した量	⑤ ④のうち熱回収を行なった量	⑥ 自ら中間処理した後の残量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	⑧ 自ら中間処理した再生利用した量	⑨ 自ら中間処理した埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量
がれき類	1,033									1,033		1,033		
ガラスくず	1,033	0	0	0	0	0	0	0	1,033	0	1,033	0	0	
陶磁器くず	13								13		0			
小計	13	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	
金属くず	1								1		0			
小計	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
木くず	807								807		807			
小計	807	0	0	0	0	0	0	0	807	0	807	0	0	
廃プラスチック	13								13		0			
小計	13	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	
混合廃棄物	105								105		105			
小計	105	0	0	0	0	0	0	0	105	105	0	0	0	
石綿含有廃棄物	4								4		0			
小計	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	
小計														
小計														
小計														
小計														
小計														
小計														
小計														
可燃物	807													
不燃物	123													
無分別	1,033													
合計	1,976								1,976	105	1,840		0	

表 5 産業廃棄物の種類別処理

がれき類 コンクリートくず	・破碎選別処理により、再生利用されているが、一物品質の悪いものは埋立処分も行っている。
ガラスくず及び 陶磁器くず	・ガラスくず、タイル廃材、モルタルくず、ガラス繊維くず等は、色、強度など材質状の問題から殆ど再生利用されていない。
金属くず	・選別破碎処理され、再生利用されている。
木くず	・破碎及び選別により、チップ堆肥化・燃料または焼却～埋立処分されている。
がれき類 アスファルトくず	・排出量の全量が路盤材・基礎材に再生利用されている。
紙くず	・紙くず(紙管、包装材等)は焼却により埋立処分されている。
廃プラスチック類	・建設工事では梱包材、シート材の廃プラスチックくずが多い。土木、建築及び解体工事の廃プラスチック類はすべて安定型処分場で埋立処分されている。
混合廃棄物	・混合廃棄物はコンクリートくず及びガラス・陶磁器くず、その他金属くず、廃プラスチック類等である。木くずは焼却処理されているが、その他ほとんどのものが埋立処分されている。
汚泥	・建設汚泥は脱水による中間処理後、埋立処分されている。

表 6 産業廃棄物処理の課題

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の場合、契約時点で全てのものが廃棄物発生抑制を考慮した設計とはならないが、廃棄物発生の場合は中間処理が基本とされている。 ・資機材の購入において、廃棄物となりやすい梱包材が多い。
循環利用 (再使用・再生利用・熱回収)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業において再生資源化が基本であり当社全体としては公共事業の比率が高いことにより、再生利用率が非常に高い。 ・現場実作業において排出される混合廃棄物において、協力業者を含め分別の徹底がなされない場合がある。 ・建築物の解体においては分別を基本としているが、最終段階でいくらかの混合廃棄物が発生する。
減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・現場へ搬入する資材はいくらか余剰となり、端材等の処分をする場合がある。 ・現場でのリサイクル意識は浸透はされつつあるがまだ不足している。 ・廃材処分の場合、十分な破碎が徹底されていない場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事、小規模工事の場合、契約時における委託先の事前調査が不十分な場合がある。

(2) 廃棄物処理の計画

① 目標年度

令和3年度(計画前年度)を基準年度とし、目標年度は令和4年度とする。

② 将来の事業計画

1. の事業概要で記載したとおり、今後の受注工事は昨年並みの受注が予想されており、産業廃棄物の発生量は昨年並みに推移するものと考えている。

③ 計画目標値

令和3年度の実績による中間処理率は高く、当社建設現場より排出される廃棄物のほとんどは中間処理～分別～再利用又は最終処分されている。廃棄物発生量の抑制としては現場発生時点での分別を徹底することで中間処理後の再利用率を高めることになる。これらの状況により、県などが示す目標も踏まえ、本年の目標を以下に定める。

ア 発生量の抑制

本計画を以下の表に定める。

イ 最終(埋立)処分量(最終処分量の削減)

埋立による最終処分量をゼロとすることが理想ではあるが、これを実現するためには解決すべき多くの問題がある。

しかし全量としては削減する方針で進めるべきであり、現場での発生量軽減のため、減量化や循環利用を考慮し、段階的に最終処分量を削減すべく下記数値を定める。

表7 産業廃棄物の循環利用量等の計画目標値 単位:t/年

項目	3年度実績	4年度目標量	
			増減量 (対3年度比)
総発生量	1,976(再生 1,840) 再生率 93.1%	1,875(再生 1,750) 再生率 93.3%	再生率 0.2%up
削減量及びコスト		5.1%の低減	

④目標達成に向けた取り組み

産業廃棄物処理は専門処理業者に委託しているが、最終処分場は逼迫しており、それと共に処理コストの高騰が問題となっている。

当社において排出される産業廃棄物は公共事業が主体であり、受注する工事内容・種類によって年間の数値は大きく変わって来る。また現場で発生する産業廃棄物としては、設計で計上される既設構造物取壊し等による廃棄物と工事を行う過程で発生する廃棄物(廃棄仮設資材等の処分、ハツリ残コンの処分、梱包材、端材等)に分けることが出来る。

これら総量の減量のためには官民共での減量への取り込みにより、廃棄物の発生抑制、分別、減量化、循環利用の強化が必要である。

今後、建設工事の設計・施工計画の策定にあたっては、廃棄物の発生抑制の観点に立った使用材料及び工事方法を採用することも必要である。さらに再生利用を図るため、作業所内での分別を徹底推進し、廃棄物の減量化に努めることも重要である。

廃棄物が多種大量に発生する建築物解体工事にあつては、建設リサイクル法及びその基本方針・計画に基づき分別解体を実施し、混合廃棄物の発生を削減する。

また再生利用可能なものについては、高度化した施設を利用し中間処理、再生利用を促進する。

表9 発生抑制、減量化、循環利用の目的達成に向けた具体的な対策

発生抑制	<p>①廃棄物の発生抑制に考慮した工事方法を採用する。</p> <p>ア.河川工事等における取壊し殻のかごマット等における石材代用として利用し、コンクリート殻の発生を抑制する。</p> <p>イ.構造物により可能なものは、型枠の材質を木製から鋼製に変更し繰り返し使用することにより、型枠ごみの発生を抑制する。(基礎コン等)</p> <p>ウ.構造物施工において、二次製品が利用可能なものは利用することで、総体的に型枠材や余コン等の廃棄物の発生を抑制する。</p> <p>エ.工場で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。</p> <p>オ.伐採材の処分において、現場においてチップ加工が可能な場合はマルチング材等に再利用を行い、発生を抑制する。</p> <p>②施工材料の搬入数量を適正に管理する。</p> <p>③再使用できる梱包材の使用を求め、梱包ごみの発生を抑制する。</p>
減量化	<p>①現場へ持ち込む資材が過剰にならないよう資材搬入計画の樹立～工事実施を行う。</p> <p>②現場での加工を少なくするため、可能なものは工場加工とする。</p> <p>③現場でのリサイクルを進める。 (コン殻破碎による仮設路盤材利用、梱包材の養生利用)</p> <p>④十分な破碎により容積を減らし、処分する。</p>
循環利用	<p>①コンクリートくず、ガラスくず及び陶磁器くずは骨材等として再利用する。</p> <p>②伐採木はチップ等に再生処理し利用する。</p> <p>③金属くずは、再生利用のための分別を徹底する。</p> <p>④作業所内での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。</p> <p>⑤再生資材の使用を施工計画において具体的に記載する。 (再生骨材、再生ボードの使用など)</p> <p>⑥汚泥は再生利用指定制度の活用により、直接再生利用することを推進する。</p>
その他	<p>①特別管理廃棄物において、有害廃石綿等の発生がある場合は、定められた事前調査による確認を行い適切な事前措置を徹底する。</p> <p>②処理業者の選定・契約にあたっては、作業所と委託先の現地調査を事前に実施する。</p> <p>③委託契約を徹底し、適正な処理を行う。</p> <p>④委託処理状況の確認は、関係部門と作業所が協力して定期的実施する。</p> <p>⑤マニフェスト伝票の管理を徹底する。</p>

⑤管理体制の強化

ア. 管理体制(全体)

廃棄物処理に関する組織として、環境委員会を設置し、会社全体として本計画書に基づく廃棄物管理の徹底を図る。

イ. 関係部門長は、各作業所の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し、本計画書に基づく指導を行う。

ウ. 廃棄物管理担当(作業所長)は、施工計画により産業廃棄物の日常管理の徹底を図る。

エ. 管理方法

本計画書及び関係法令に基づき管理を行うと共に、この管理体制を徹底～適宜の指導・改善等により、適正な産業廃棄物処理を行う。

今後、本計画作成や環境委員会の活動を継続維持するため、廃棄物管理規定としてマニュアル化することを検討～整備を行う。

オ. 廃棄物処理に関する教育

産業廃棄物に関する各種情報を収集し、社内ネットワークにより提供すると共に、部門において発生抑制、減量化、循環利用及び関係法令に関する社内教育を行う。

6. 関連推進事項

(1) 環境マネジメントシステムの導入を検討

産業界の近年の動向として、環境マネジメントシステムの導入が各地で進められている。建設業においても産業廃棄物に関わる業務等、環境に関わる事業が多く、このシステムを早期に構築することも今後求められることになる。

当社としてもこのシステムの導入～構築が必要と思われ、今後導入検討を進めていく。

(2) 廃棄物管理規定の設定

今後、廃棄物管理規定の作成により環境管理の手順を決め、環境管理レベルの向上を図る。

(3) 情報の公開

従業員の環境意識の向上に努め、企業イメージの向上を図るとともに、地域住民に対し環境情報の提供に努め、理解を求める。

(4) グリーン購入の推進

グリーン購入のガイドラインに基づき、再生品の利用など、環境への負荷の少ない製品購入(グリーン購入)に努める。